

欧州特許庁（EPO）、グレースピリオドに関するユーザー調査を実施している旨公表

2021年12月22日

JETRO ティュッセルト ルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、2021年12月20日、特許のグレースピリオドに関するユーザー調査を実施している旨、ニュースリリース等にて公表した。

EPOのニュースリリースの概要は以下のとおり：

この冬、無作為に選ばれた欧州特許出願人を対象に、欧州特許条約（EPC）の下での新規性要件と、欧州特許制度におけるいわゆる「グレースピリオド」の欠如に関するアンケート調査を実施している。この調査は、厳格な新規性要件が欧州特許出願人の出願やビジネス慣行に与える影響を探るもので、ユーザーや利害関係者（ステークホルダー）団体との協議によって補完される。その結果として得られたフィードバックはEPOによって分析され、2022年春に調査結果として発表される。そして、その調査結果は、根拠に基づく議論のための重要な情報となる。

EPCの下では、特許は最も早い出願日以前に公開されていない発明に対してのみ付与される。一部の特許制度では、この厳格な新規性要件を一部緩和し、発明者が特許出願前の6か月または12か月などの「グレースピリオド」中に、発明の特許性を損なうことなく発明を開示することを認めている。

EPOは、この調査を、国際的な調査機関であるBERENT Deutschland GmbHに委託しており、様々な産業分野から、かつ、大学や中小企業を含む欧州内外の中から無作為に選ばれた欧州特許出願人を対象に行う。また、EPO加盟国の代表的なユーザー団体にも協議され、その結果は本調査の一部のセクションで報告される。

EPOのキャンピーノス長官は、2020年12月17日のEPOポッドキャストでもグレースピリオドについて、その影響の大きさなどを知る必要がある旨言及しており（30分過ぎ付近）、本調査は当該言及に基づき開始されたものと推測される。グレースピリオドについては、先進国を中心とするグループB+において、特許制度調和の一つのトピックとして議論が継続されており、EPOによる調査結果が今後どのように議論に影響するのかが注目される。

【参考¹】

¹ 諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等
(<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html#kikan>)

EPC 第54条 新規性

- (1) 発明は、それが技術水準の一部を構成しない場合は、新規であると認められる。
- (2) 欧州特許出願の出願日前に、書面若しくは口頭、使用又はその他のあらゆる方法によって公衆に利用可能になったすべてのものは技術水準を構成する。
- (3) また、その出願の出願日が(2)にいう日の前であり、かつ、その日以後に公開された欧州特許出願の出願時の内容も技術水準を構成するものとみなされる。
- (4) (2)及び(3)は、第53条(c)にいう方法において使用される物質又は組成物であって技術水準に含まれるものの特許性を排除するものではない。ただし、その方法におけるその使用が技術水準に含まれない場合に限る。
- (5) (2)及び(3)はまた、第53条(c)にいう方法において特に使用するための(4)にいう物質又は組成物の特許性も排除するものではない。ただし、その使用が技術水準に含まれない場合に限る。

EPC 第55条 新規性に影響を与えない開示

- (1) 第54条の適用上、発明の開示は、それが欧州特許出願前の6月以内に行われ、かつ、それが次のものに起因するか又は次のものの結果である場合は、考慮されない。
 - (a) 出願人又はその法律上の前権利者に対する明らかな濫用
 - (b) 出願人又はその法律上の前権利者が、1928年11月22日にパリで署名され、最後に1972年11月30日に改正された国際博覧会に関する条約にいう公式又は公認の国際博覧会に発明を展示したこと
- (2) (1)(b)の場合については、(1)は出願人が欧州特許出願の際に、発明がそのように展示されたことを陳述し、かつ施行規則に定める期限内に施行規則に定める条件に従ってこれを裏付ける証明書を提出した場合にのみ適用する。

— EPO のニュースリリース等は、以下参照 —

(EPO のニュースリリース)

[EPO consults users on grace periods for patents](#)

(EPO のポッドキャスト)

[António Campinos reflects on 2020](#)

(グループ B+の近年の議論内容をまとめた EPO のページ)

[Group B+](#)

(以上)